

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)	
地域名 (地域内農業集落名)	田代地区 (田代集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、地域の担い手(中心経営体)は確保できているが、高齢化による離農者の増加が危惧されるため、今後農地の新たな受け手の確保が必要である。
・現在の受け手のうち、引受経営面積が過剰となっている経営体については、営農・畦払い等の管理が行き届かない圃場が散見されるため、適切・計画的な受託が必要である。
・用水路(隧道を含む)の改修や取水源の堆積土の撤去が必要だが、地域だけで対応するのは困難なため、行政に要請しているが、対応策が見つかっていない。関係機関と連携して取組み、安定した営農の継続と、次の世代に引き継いでいけるようにしたい。
・基盤整備未実施の農地では、面積が狭小で大型機械が入らず、鳥獣被害も発生しているため、管理が困難な状況で、今後担い手が引き受けずに耕作放棄地となるおそれがある。農業用施設等整備の検討及び鳥獣被害防止対策を行い、地域内の担い手育成及び確保につなげたい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当地区については、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者のうち、地元の規模拡大を目指す経営体が今後中心となって農地を守っていく。更に、将来的には若手農家が中心となった生産組織の立ち上げも検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当地区については、規模拡大を目指す地元の中心経営体へ、50%以上の農地の集積に向け取り組んでいく意向である。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の担い手への経営農地の集約化を目指すため、農業をリタイヤ・経営転換する者は、原則として農地を機構に貸し付けていく。また、担い手の分散錯圃解消のため、利用権を交換しやすくするために、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・未整備の農地については、担い手が営農して今後も守れるように、関係機関と連携して検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地元の後継者育成及び農地の集約化を進めるため、若手農家が中心となった作業受託組織や営農組織を立ち上げ、地区内農家の作業の協力を得ながら、将来的には法人化を目指す取り組みも検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内の農地は、基本的に地域内の担い手で守っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が発生している圃場がある。防護フェンス等の設置を行う必要がある。
 ⑦生産基盤である水田圃場を適切に守っていくため、既存の用排水路(隧道を含む)の改修や、地域の宝でもある水源地の堆積土の撤去について、関係機関の支援を受けながら地域で取組んでいく。